

尾道市立大学教養教育センター規程

令和 5 年 4 月 1 日

規程第 3 2 1 号

(趣旨)

第 1 条 この規程は、尾道市立大学学則（平成 2 4 年規程第 1 号）第 9 条の規定に基づき、尾道市立大学教養教育センター（以下「センター」という。）の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第 2 条 センターは、本学における教養教育科目に係る諸業務を組織的に推進することを目的とする。

(事業内容)

第 3 条 センターは、次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) 教養教育科目の学修に関する事項
- (2) 教養教育科目の教育課程に関する事項
- (3) 中国・四国地区大学教養教育研究会に関する事項
- (4) その他教養教育に関する事項

(構成)

第 4 条 センターに次の職員及びセンター員を置く。

- (1) センター長 1 人
 - (2) 副センター長 1 人
 - (3) センター員 教養教育科目主担当教員及び各学科から 1 人（副センター長含む）
 - (4) その他センター長が必要と認めた者
- 2 センター長は、本学の専任教授のうちから学長が選考し任命する。任期は 2 年とし、再任を妨げない。ただし、センター長が辞任したとき、又はセンター長が欠けたときの後任者の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 副センター長及びセンター員は、学長が任命する。任期は 2 年とし、再任を妨げない。

(運営委員会)

第 5 条 センターに運営委員会を置く。

- 2 運営委員会は、センター運営に関する次の事項を審議する。
- (1) 年間事業計画
 - (2) 予算・決算
 - (3) その他必要な事項
- 3 運営委員会は、前条第 1 項に掲げる者で構成する。

(議事)

第 6 条 運営委員会は、センター長が招集し、議長となる。ただし、センター長に事故があるときは、センター長があらかじめ指名する委員が代理する。

- 2 運営委員会は、委員の半数以上の出席がなければ会議を開き議決することはできない。
- 3 運営委員会の会議の議事は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議

長の決するところによる。

- 4 センター長が必要と認めたときは、運営委員会に委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(協力支援)

第7条 センターは、外部組織と協力し、又はこれを支援することができる。

(事務局)

第8条 センターに関する事務は、学務課において処理する。

(その他)

第9条 その他必要な事項は、学長が別に定める。

付 則 (令和4年12月26日規程第321号)

この規程は、令和5年4月1日から施行する。